

令和6年10月20日執行

身 延 町 長 選 挙

候 補 者 の 手 引 き

身延町選挙管理委員会

令和6年9月

目 次

選挙主要事項日程	1
立候補届出に必要なもの（一覧）	3
I 立候補要件	
1 年齢・住所要件	4
2 資格要件	4
3 公務員の立候補	4
4 請負の禁止	5
II 立候補の手続	
1 立候補届出前の準備	6
(1) 立候補であらかじめ準備するもの	6
(2) 立候補届出書類の事前審査	6
2 立候補届出の手続	7
(1) 立候補届出の受付日時・場所	7
(2) 受付方法	7
(3) 届出に必要な書類	7
① 本人届出の場合	7
② 推薦届出の場合	8
(4) 各種書類の記載要領等	8
① 身延町長選挙候補者届出書	8
② 候補者推薦届出承諾書及び選挙人名簿登録証明書	8
③ 宣誓書	8
④ 所属党派証明書	8
⑤ 戸籍の謄本又は抄本	9
(5) 通称使用の手続	9
① 通称の使用申請	9
② 漢字に代えて平仮名等を使用したい場合	9
(6) 立候補辞退の手続	9
3 候補者となった場合に必要届出書等	10
(1) 新聞広告の申込み	10
(2) 公営施設使用の個人演説会開催の申出	10
(3) 選挙事務所設置（異動）届	10
(4) 出納責任者選任（異動）届	11
(5) 選挙運動のために使用する事務員等の届出	11

(6) 開票立会人（選挙立会人）となるべき者の届出	11
(7) 選挙運動用ビラの頒布の届出	12
4 選管委員会又は選挙長から候補者に交付する物件及び証明書等	12
(1) 物件等	12
(2) 証明書等	13

III 選挙運動

1 事前運動の禁止	14
2 選挙運動を禁止されている人	14
(1) 全面的に禁止されている人	14
(2) 所管区域内での運動を禁止されている人	14
(3) 地位利用の運動を禁止されている人	14
3 選挙事務所	15
(1) 設置数及び設置期間等	15
(2) 設置者及び設置届	15
(3) 看板等	15
4 ポスター掲示場	16
(1) ポスター掲示場の設置場所及び設置数	16
(2) ポスターの掲示方法	16
(3) ポスターを掲示することができる期間	16
(4) 掲示できるポスター	16
5 選挙運動用通常葉書	17
(1) 通常葉書の交付の受け方	17
(2) 私製葉書を使用する場合	17
(3) 選挙運動用通常葉書の使用方法	17
(4) 葉書の記載内容	18
6 選挙運動用自動車	18
(1) 使用できる台数及び車種	18
① 台数	18
② 種類	18
(2) 自動車用看板等	19
① 看板類	19
② 選挙運動用自動車の表示	19
③ 乗車できる人	19
7 選挙運動用拡声器	19
(1) 自動車用（街頭演説用）拡声器	19

(2) 個人演説会場用拡声器	19
8 運動員	20
(1) 運動員	20
(2) 事務員等	20
9 街頭演説	20
(1) 時間制限	20
(2) 腕章の着用	20
(3) 標旗の掲示	20
(4) 流し演説の禁止	21
(5) 病院等の周辺での演説	21
(6) 公共施設内等での演説等の禁止	21
10 公営施設使用の個人演説会等	21
(1) 個人演説会のために使用できる公営施設	21
(2) 個人演説会の開催の申出	22
(3) 個人演説会での演説等	22
(4) 演説会場における看板類の掲示等	22
(5) その他の施設での演説会	22
(6) その他の制限	23
11 禁止されている行為	23
(1) 候補者等の寄附行為の禁止	23
① 候補者等の寄附の禁止	23
② 後援団体に関する寄附の禁止	23
③ 関係会社等の寄附の禁止	24
④ 候補者等の氏名がついている団体の寄附の禁止	24
(2) 戸別訪問の禁止	24
(3) ビラ・チラシ等の配布、掲示の禁止	24
(4) 飲食物の提供の禁止	24
(5) 氣勢を張る行為の禁止	25
(6) 署名収集の禁止	25
(7) 選挙後のあいさつ行為等の禁止	25
(8) 選挙後の看板等の撤去	25
(9) 時候のあいさつ状の禁止	25
(10) あいさつ目的の有料広告の禁止	25
(11) 政治活動のため使用させるポスターの掲示の禁止	26

IV 選挙運動に関する収入及び支出の報告

1	出納責任者	27
(1)	出納責任者の選任及び届出	27
(2)	出納責任者の異動	27
(3)	会計帳簿	27
(4)	収支報告書の提出	28
(5)	収支報告書の提出期限	28
(6)	関係書類の保存等	28
2	収支報告書の作成	28
(1)	収支報告書の記入方法	28
(2)	収支報告書作成上の留意事項	29
3	選挙運動費用制限額	30
(1)	法定制限額	30
(2)	日当等の支出制限額	30

(別冊) 資料

資料① 選挙運動の概要

資料② 選挙運動員又は労務者に対する実費弁償及び報酬の額

資料③ 飲食物の提供の禁止

資料④ インターネットによる選挙運動

身延町長選挙主要事項日程

令和6年10月20日執行

月 日			事 項
4	24	水	・選挙管理委員会（第1回）選挙期日決定
9	19	木	◎立候補予定者説明会(AM10:00身延町役場)
9	中旬		○投票用紙印刷
10	9	水	◎立候補予定者届出書類事前審査(AM9:00~PM4:00身延町役場) ◎選挙公報原稿提出締切日 ○ポスター掲示場設置場所一覧表配付
10	11	金	●選挙人名簿登録の移替えの延期の告示
10	14	月	●選挙人名簿登録基準日等の告示 ●選挙人名簿登録者数の1/50、1/6、1/3の数の告示 ●ポスター掲示場の設置場所の告示、掲示開始日の告示
10	15	火	諸告示 ●選挙期日の告示 ●選挙長及び同職務代理者の選任の告示 ●開票管理者及び同職務代理者の選任の告示 ●投票管理者及び同職務代理者の選任の告示 ●期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任の告示 ●投票用紙の様式等の告示 ●投票区の告示、投票所の場所の告示 ●期日前投票・不在者投票を行う場所、日時の告示 ●開票事務と選挙会事務の合同の告示 ●選挙会・開票の日時、場所の告示 ●開票立会人を定めるくじの日時、場所の告示 ●投票記載所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの日時、場所の告示 ●選挙公報の掲載順序を定めるくじの日時、場所の告示 ●選挙運動に関する支出制限額の告示 選挙長告示 ●選挙長の事務取扱場所の告示 ●立候補の届出等の告示 ●選挙立会人を定めるくじの日時、場所の告示 ◎立候補届出の受付（選挙諸物件交付）AM8:30~PM5:00 ◎選挙事務所・出納責任者・選挙立会人・ 選挙運動事務員等各種届出の受付 ◎選挙運動開始（立候補届出後） ○選挙人名簿の登録に関する異議申出期限 ◎公営施設使用の個人演説会開催申出受付開始（2日後から可能）

10	15	火	○投票記載所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施 ○選挙公報掲載順序を定めるくじの実施 ○投票記載場所・不在者投票記載場所の氏名等掲示の作成 ◎立候補の辞退届受付締切り（PM5：00） 無投票の場合 ●無投票である旨の告示	PM5：30 本庁舎2階会議室
10	16	水	○期日前投票開始 ○不在者投票開始 ○投票所入場券発送開始 ○郵便による不在者投票請求期限 ○期日前・不在者投票記載場所の氏名等掲示開始	
10	17	木	◎公営施設使用の個人演説会開始（2日前に申し出した者） ◎開票立会人・選挙立会人届出受付締切 ○開票立会人・選挙立会人を定めるくじの実施（PM5：30 本庁舎2階会議室） ○選挙人名簿登録に関する異議申立決定期限	
10	18	金	○選挙公報世帯配布期限	
10	19	土	◎選挙運動終了 ○期日前投票最終日 ○投票当日有権者数確定	
10	20	日 選 挙 期 日	○投票（AM7：00～PM8：00） ○開票（選挙会）PM9：00～ ○選挙会 ○当選人の決定 ○当選人の告知 ○選挙録の作成	
10	21	月	◎当選証書の付与 当選証書の付与式（PM3：00 本庁舎2階会議室） ●当選人の住所・氏名告示 無投票の場合 ◎選挙会 PM1：30 本庁舎2階会議室 ○当選人の決定 ○当選人の告知	
10	25	金	◎当選人が請負禁止規定に該当しない旨の届出期限	
11	4	月	○選挙の効力に関する異議申出期限 ○当選の効力に関する異議申出期限 ◎選挙運動収支報告書提出期限【※11/4振替休日により11/1（金）まで】	

各種書類一覧

様式 番号	事前 審査	様 式 名	提出の時期	備 考
1	○	立候補届（本人届出又は推薦届出）	立候補届出のとき	
2	○	候補者推薦届	〃	推薦届出の場合
3	○	宣誓書	〃	
4	○	所属党派証明書	〃	無所属は不要
5	○	通称認定申請書（必要な場合申請）	〃	通称がある者
6	○	候補者推薦届出承諾書	〃	推薦届出の場合
7		選挙人名簿登録証明願	事前審査前に選管に提出	推薦届出をする場合事前に選管へ申請する
	○	選挙人名簿登録証明書	立候補届出のとき	事前に選管に交付申請する。 選管が交付する本証明書を提出。
8	○	選挙事務所設置届	設置したとき	
9		選挙事務所異動届	異動のあったとき	
10	○	推薦届出代表者証明書	立候補届出のとき	推薦届出者が2人以上のときは、8、9、11 を届出のとき代表者証明をする
11	○	出納責任者選任届	選任したとき	
11		出納責任者異動届	異動のあったとき	
12	○	出納責任者選任承諾書		
13		出納責任者職務代行者の届		
14	○	選挙運動事務員等届出書	立候補届出後すみやかに	
15		誓約書	届出の必要はありません	
16 17	○	開票（選挙）立会人となるべき者の 届出書及び承諾書	10月17日までに届出	
18	○	候補者交付物件・証明書受領書	立候補届出直後、受領時	
19	○	選挙運動従事者用腕章交付申請書	立候補届出のとき	
20	○	乗用車用腕章交付申請書	立候補届出のとき	
21	○	個人演説会開催申出書	開催日前2日までに	公営施設使用の場合のみ必要
22	○	候補者連絡場所通知書	立候補届出のとき	
23	○	新聞広告掲載承諾通知書	立候補届出のとき	
24	○	選挙公報掲載申請書	事前審査のとき	原稿を提出
25	○	選挙運動用ビラ届出書	立候補届出のとき	選挙運動用ビラを使用する場合
	○	選挙運動用ビラ証紙交付票	立候補届出のとき	証紙の受領が終わったら選管へ提出する
26		選挙候補者辞退届書	立候補を辞退するとき	
	○	投票の効力屋号等届出書	立候補届出のとき	必要に応じて
	△	供託書（供託金額50万円）	立候補届出のとき	事前に法務局で供託
31		選挙運動用収支報告書	11月4日までに提出	※休みの関係により11/1（金）まで
31-2		領収書等を徴し難い事情があった 支出の明細書	〃	31の収支報告書に添付

推薦届出の場合のみ届け出が必要です。事前審査の対象です。

事前審査の対象書類です。（△印⇒供託を済ませた場合は事前審査対象）

I 立候補要件

身延町長選挙における立候補要件は、次のとおりです。

1 年齢・住所要件

- (1) 日本国民であること。
- (2) 年齢が満 25 歳以上であること。
- (3) 町長は議員と違って住所要件を必要としません。
従って身延町の住民でなくても立候補できます。

2 資格要件

1 の要件を満たしても、次の者は立候補できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
(刑の執行猶予中の者を除く)
- (3) 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、その執行を終わり
またはその執行の免除を受けた者で、その執行を終わりまたはその執行の
免除を受けた日から 10 年間を経過しない者
- (4) 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、その執行を終わり
またはその執行の免除を受けて者で、その執行を終わりまたはその執行の
免除を受けた日から 5 年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者
- (4) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯
罪により禁錮以上の刑に処せられその執行猶予中の者
- (5) 公選法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権及び被選挙権が停止さ
れている者
- (6) 政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権及び被選挙権が停止されて
いる者

3 公務員の立候補

公務員は、原則として在職中は立候補できません。したがって、立候補と同時に公務員の職を失います。

ただし、知事、**市町村長**、県議会、**市町村議会の議員**が、自分の任期が満了するために行われる選挙に在職中に立候補しても、公職を失うことはありません。

- (1) 次の公務員は、在職中に立候補しても公務員を辞職したとはみなされず、そのまま在職できます。

- ① 内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官
- ② いわゆる単純労務に従事する地方公務員(技術者・監督者・行政事務を担当する者を除く)
- ③ 予備自衛官及び即応予備自衛官
- ④ 臨時・非常勤の公務員で、委員長、委員(一部の委員会を除く)、顧問、参与、会長、副会長、会員、評議員、審査員、報告員、専門調査員、観測員の名称を有する職にある者及び統計調査員、仲介員、保護司、参与員の職にある者
- ⑤ 臨時・非常勤の地方公共団体の嘱託員
- ⑥ 消防団長・団員、水防団長・団員(いずれも常勤の者を除く)
- ⑦ 地方公営企業に従事する職員(主たる事務所における課長相当職以上の職にある者を除く)

(2) 特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員及び職員についても、在職のまま立候補することはできません。

4 請負の禁止

町長、議員に当選した人で、身延町と請負関係にある人は、すぐに請負関係をやめ、当選の告知を受けた日から5日以内に、選挙管理委員会に請負関係を解消したことを届け出ないと、当選の資格を失います。

請負関係にある人とは、町や町長、委員会、委員あるいは町から事業の委託を受けた者に対して、自ら請負をする人又は請負をする法人の取締役・監査役・支配人・精算人などです。(公選法 104 条)

※ この場合の届出書には、確かにその人が社長等の役員を辞めたことを証明する書類を添えなければなりません。

普通、会社等の役員変更は、法律によって一定期間内に登録することになっていますので、もし登録が完了しているときはその証明書を添付することになりますが、期間が5日間と短いので、間に合わなかったときは役員会等の議事録等を添付することになります。

この届け出をしないと、当選人と決定されても当選を失いますので、注意を要します。

Ⅱ 立候補の手續

立候補の届出には、候補者となろうとする人が自ら届け出る方法（**本人届出**）と、候補者と同じ選挙区内の選挙人名簿に登録された人が候補者の承諾を得て届け出る方法（**推薦届出**）の2種類があります。

1 立候補届出前の準備

立候補の届出は、選挙期日の告示の日に郵便等によることなく、文書により直接選挙長に対して届け出ることになります。立候補しようとする場合は、あらかじめ次のとおり準備をしておいてください。

(1) 立候補の届出に必要なとなる書類であらかじめ準備するもの

立候補の届出は、**本人届出**又は**推薦届出**の2種類で、次のものが添付書類として必要になりますので、あらかじめ準備しておいてください。

① 所属党派証明書（該当の場合のみ）【記載例P4】

候補者届の党派欄に政党又はその他の政治団体の記載のある場合には、当該政党又は政治団体の証明書が必要になりますので、あらかじめその所属する政党又は政治団体の本部の総裁、会長、委員長等の発行する「所属党派証明書」を用意しておいてください。

② 戸籍の謄本又は抄本

候補者となろうとする本人の戸籍の謄本又は抄本は、本籍地の市町村長が発行しますので、本籍が遠隔地にある候補者は、早めに準備をしておく必要があります（※広域交付で取得したものでも可）。

なお、戸籍は最近のものを提出する必要がありますので、**3月以内に発行されたもの**を用意してください。

③ 候補者推薦届出承諾書（推薦届出の場合のみ）【記載例P6】

推薦届出をしようとする場合には、候補者となる本人の「候補者推薦届出承諾書」が必要となります。

④ 選挙人名簿登録証明書（推薦届出の場合のみ）

推薦届出できる人は、当該選挙の選挙区内の選挙人名簿に登録されている者でなければならないこととされており、届出の際には、選挙人名簿に登録されていることの証明書が必要となりますので、あらかじめ選挙管理委員会に証明願を提出し、「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けておいてください。

(2) 立候補届出書類の事前審査

立候補届出関係書類の事前審査を**10月9日（水）の午前9時から午**

Ⅲ 選挙運動

1 事前運動の禁止

立候補前の選挙運動は、すべて事前運動として禁止されています。

ただし、次のような行為は立候補準備として認められますが、その場合にもその行為があわせて投票獲得の意思があるときは、事前運動とみなされるおそれがありますので注意してください。

- 候補者選考会・推薦会 ○瀬踏行為 ○政党等の公認要請
- 選挙事務所の借入れ交渉 ○ポスターや看板等の作成
- 出納責任者や選挙運動員の依頼交渉 等

2 選挙運動を禁止されている人

(1) 全面的に禁止されている人

次の人は在職中区域を問わず選挙運動を禁止されています。

- 選挙管理委員会の委員及び職員 ○裁判官 ○検察官
- 会計検査官 ○公安委員会の委員 ○警察官 ○収税官吏、徴税吏員
- 国の一般職職員 ○18歳未満の者（単に労務に使用する場合を除く）
- 公民権停止中の人

(2) 所管区域内での運動を禁止されている人

- 選挙長 ○投票管理者・開票管理者
- 県及び市町村の一般職員

(3) 地位利用の運動を禁止されている人

次の人はその地位を利用して選挙運動をすることができません。この場合に「地位利用」とは、その人の職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許認可の職務権限を利用したりして行う選挙運動及び選挙運動類似行為をいいますが、具体的にはその個々の行為によって判断されます。

- すべての公務員 ○教育者
- 特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員及び職員
- 沖縄振興開発金融公庫の役員及び職員

※ 「公務員」には、特別職及び一般職で、常勤であると非常勤であることを問わないこととされています。

3 選挙事務所

(1) 設置数及び設置期間等

選挙事務所は、候補者1人について1カ所に限り、立候補届出直後から選挙の当日まで設置できます。

ただし、選挙の当日は、投票所の入口から直線300m以内にある選挙事務所は閉鎖するか300m以外の区域に移転しなければなりません。

(2) 設置者及び設置届

選挙事務所は、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が2人以上のときはその代表者）でなければ設置することができません。その後、設置場所等に異動があったときは「選挙事務所異動届」を提出しなければなりません。

※ 推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、その設置届に候補者の承諾書を、またその設置者が推薦届出者の代表者であるときは、その人が代表者であることの証明書をあわせて提出しなければなりません。

(3) 看板等

選挙事務所には、看板等及びちょうちんを表示できます。

① 看板類

ポスター・立札・看板の類を合計3つ以内とされています。大きさは足の部分を含めて350cm×100cm以内で、色・字数には制限はありませんが、全体的に選挙事務所を表示するものでなければなりません。したがって、付随的に政見等を併記することは、その性格を失わない限り差し支えありません。

② ちょうちん類

ちょうちんの類は1個に限り許されています。大きさは、高さ85cm以内、直径45cm以内で、色・字数については看板類と同じです。

③ 掲示の場所

看板等を掲示する場所は、選挙事務所の設置場所でなければなりません。その設置場所を離れて掲示することはできません。

4 ポスター掲示場

身延町長選挙においては、候補者が選挙運動用ポスターを掲示するためのポスター掲示場を選挙管理委員会において設置します。その設置場所及びポスターの掲示方法等は次のとおりです。

(1) ポスター掲示場の設置場所及び設置数

設置するポスター掲示場の数は、下部 24カ所・中富 18カ所・身延 40カ所、計 82箇所です。その設置場所等は、事前審査のときに各立候補予定者に配布する予定です。

(2) ポスターの掲示方法

設置するポスター掲示場は、それぞれの区画には、番号が表示してありますので、候補者は自分の立候補届出番号と同一の番号の区画にポスターを掲示してください。

(3) ポスターを掲示することができる期間

候補者が掲示場にポスターを掲示することができる期間は、選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までとなっています。ただし、この期間内であっても立候補の届出前にはポスターを掲示することはできません。

なお、選挙期日の前日までに掲示されたポスターは、選挙の期日であっても、そのまま掲示しておくことができます。

(4) 掲示できるポスター

ポスター掲示場に掲示することができるポスターは、公職選挙法第 143条第 1項第 5号に規定するいわゆる「選挙運動用ポスター」に限られます。

選挙運動用ポスターの大きさは、42cm×30cm以内に限られます。選挙運動用ポスターは、特に検印等の手続を必要としません。各候補者において掲示してください。はげ落ちた場合の掲示のやり直し、張り替えをしてもかまいません。

選挙運動用ポスターには、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を必ず記載しなければなりません。

なお、選挙管理委員会が設置するポスター掲示場の 1つの区画は、縦 44.5cm×横 44cmです。

5 選挙運動用通常葉書

身延町長選挙の候補者は、選挙運動のためにその期間中に限り、候補者1人につき2, 500枚までの通常葉書を無料で使用することができます。

(1) 通常葉書の交付の受け方

立候補の届出の際に、選挙長が発行する「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に、峡南郵便局に提示しなければなりません。証明書と引き換えに選挙用の表示をしてある日本郵便株式会社が発行する葉書が交付されます。

選挙運動用葉書の葉書代は無料ですが、印刷費などは自己負担となりますので、選挙運動費用に計上しなければなりません。

(2) 私製葉書を使用する場合

候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、日本郵便株式会社が発効する葉書のほか、私製葉書を使用することもできます。また両者を併せて使用することもできます。

選挙運動用通常葉書の一部又は全部に私製葉書をもって充てる場合には「候補者用通常葉書使用証明書」に使用しようとする私製葉書を添えて、峡南郵便局に提出し、「選挙用」の表示を受けなければなりません。

なお、私製葉書は、国内郵便約款によること。

※ 「候補者用通常葉書使用証明書」は選挙用の表示を受けた葉書が2, 500枚に達するまで何回でも使用できます。この証明書は再交付できません。紛失しないよう、特に注意してください。

(3) 選挙運動用通常葉書の使用方法

選挙運動用の葉書は、郵送の方法により使用しなければなりません。したがって、通行人に直接手渡すことや、人を通じて配布するなどの方法で使用することは公職選挙法違反となります。

候補者が選挙運動用の葉書を差し出すときは、立候補の届出の際、選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書差出票」にその葉書を添えて、選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの間に、峡南郵便局の窓口差し出してください。

「選挙運動用通常葉書差出票」は候補者1人について25枚が交付されますが、1枚の差出票で差し出すことのできる葉書の枚数は100枚までです。また、再交付できませんので、紛失しないよう、特に注意してください。

(4) 葉書の記載内容

選挙運動用の葉書の記載内容については特に制限はありませんが、その内容が他人の名誉を傷つけたり、虚偽の事項であったりする場合には、法令により処罰されるおそれがあります。

葉書の記載は自筆であっても、また印刷であっても差し支えありませんが、2人以上の候補者が1枚の葉書を共同で使用する場合には、それぞれの候補者について1枚と計算されます。

日本郵便株式会社が発効する葉書又は選挙用の表示を受けた私製葉書を書き損じたり破ったりしたときは、その葉書（私製葉書の場合は、その代わりとなる葉書を持ち）と「候補者用通常葉書使用証明書」をあわせて郵便局の窓口に出し提出してください。

6 選挙運動用自動車

(1) 使用できる台数及び種類

① 台数

選挙運動用自動車として使用できる台数は、候補者1人について1台です。

② 種類

使用できる種類は、次に掲げる車のうちいずれか1台に限られます。

ア 定員4人以上10人以下の小型自動車

- ・乗用車、貨物用自動車（ライトバンなど）を含みます。
- ・屋根や車体の一部が構造上開けっ放しになっているものや、屋根が取りはずせたり、開けたりできるものは使用できません。

イ 車両重量が2トン以下の四輪駆動式自動車（ジープなど）

- ・屋根や車体の一部が構造上開けっ放しになっているものは使用できません。
- ・屋根が取りはずせたり、開けたりできるものは使用できます。ただし、走行中に屋根を開けて使用することはできません。

ウ 乗車定員10人以下の乗用車でア、イ以外のもの

- ・乗用車であれば、普通自動車や小型自動車はもちろん、軽自動車や二輪自動車も使用できます。
- ・二輪自動車を除き屋根や車体の一部が構造上開けっ放しになっているものや、屋根が取りはずせたり、開けたりできるものは使用できません。

エ 小型貨物自動車、軽貨物自動車

- ・屋根や車体の一部が構造上開けっ放しになっているものや、屋根が取りはずせたり、開けたりできるものでも使用できます。

(2) 自動車用看板等

① 看板類

選挙運動用の自動車にポスター、立札・看板などを掲示する場合には、次のような規格制限があります。なお、原則として何枚でも掲示することができますが、ちょうちんの掲示は1個に限られます。

ア ポスター、立札・看板類は、273cm×73cm以内

イ ちょうちん類は、高さ85cm以内、直径45cm以内

※ 取り付け方によっては、道路交通法に違反となる場合があるので、注意してください。

② 選挙運動用自動車の表示

選挙運動用自動車には、車両の前面に、選挙管理委員会が交付する選挙運動用自動車の表示板を前面の見やすいところに必ず取り付けなければなりません。

③ 乗車できる人

選挙運動用自動車に乗車できる人は、候補者と運転手、それに選挙管理委員会が交付する「乗車用腕章」をつけた4人以内に限られます。最大6人まで乗車できますが、この場合にも道路交通法によるその自動車の乗車定員を超えることはできません。

7 選挙運動用拡声機

(1) 自動車用（街頭演説用）拡声機

選挙運動用の拡声機は、候補者1人につき1そろいに限って使用することができます。

選挙運動用の拡声機を使用するときは、選挙管理委員会が交付する表示板を、マイクの下部など一定の場所に取り付けておかなければなりません。

(2) 個人演説会場用拡声機

個人演説会場においては、選挙運動用の拡声機とは別に、もう1そろいを使用することができます。これには表示板はいりません。

8 運動員

(1) 運動員

選挙運動ができる人数は、候補者 1 人について 15 人以内とされています。これを腕章の別で分けると、選挙運動従事者用腕章をつける人が 11 人、乗車用腕章をつける人が 4 人で、15 人ということになります。

なお、運動員は、街頭演説において選挙運動に従事するときは、必ず選挙管理委員会が交付する選挙運動従事者用腕章又は乗車用腕章をつけなければなりません。

(2) 事務員等

選挙運動に従事する人のうち、選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員（うぐいす嬢）、手話通訳者、要約筆記のため使用する者に限り、一定額の報酬を支給することができます。

その数は、候補者 1 人につき 1 日 9 人以内とされていますが、使用前に文書で選挙管理委員会に届出ておかねばなりません。

9 街頭演説

街頭演説とは、街頭、公園、空き地などで、多数の人に向かって選挙運動のために行う演説をいいます。屋内（選挙事務所など）から街頭に向かって行う演説も街頭演説に当てはまります。

(1) 時間制限

街頭演説ができる時間は、立候補した当日は、その届出をすました直後からその日の午後 8 時まで、その翌日から投票日の前日までは、毎日午前 8 時から午後 8 時までです。

午後 8 時以降あるいは午前 8 時以前の演説は、たとえ選挙事務所から外へ向けてする場合でも選挙違反になります。

なお、この制限は「連呼行為」にも適用されますので注意してください。

(2) 腕章の着用

街頭演説ができる人は、候補者及び腕章をつけた運動員 15 名に限られます。なお、いわゆる応援演説は、その応援弁士が前記の「選挙運動従事者用腕章」をつけてする限り許されます。

(3) 標旗の掲示

街頭演説をするときは、その都度必ず選挙管理委員会が交付する「街頭

演説用標旗」を掲げてしなければなりません。選挙事務所から外へ向けてする演説も街頭演説とみなされますので、この場合ももちろん同様の扱いとなります。

(4) 流し演説の禁止

走行中の車上でする「連呼行為」は認められておりますが、いわゆる走りながらの「流し演説」はできません。演説するときは、必ず車を停めてしてください。

(5) 病院等の周辺での演説

街頭演説及び連呼行為とも、学校・病院・診療所・その他の療養施設の周辺では、静穏保持に努めなければなりません。

(6) 公共施設内等での演説等の禁止

公営住宅と公営施設における個人演説会を除いて国・県・町等の建物の中や、電車・バス等の中、停車場等の鉄道地内、それに病院等の療養・診療施設の中では、いかなる名義であっても演説や連呼行為はできません。

これを具体的にいえば、たとえば保育所・公民館等の公共施設については、前庭や敷地の中では演説や連呼行為はできる場合もありますが、建物の中ではできず、病院や診療所等の場合は建物だけに限らず敷地内でもできません。

また、バスや電車の中や鉄道の敷地内ではできませんが、たとえば駅前広場のように一般人が自由に通行できる場所では認められています。

10 公営施設使用の個人演説会等

候補者は、選挙運動の期間中公営施設を使用して個人演説会を何回でも開催することができますが、その方法は次のとおりです。

(1) 個人演説会のために使用できる公営施設

候補者が個人演説会に使用できる公営施設には、次のものがあります。

- ① 小学校、中学校
- ② 町の設置する公民館
- ③ 総合文化会館
- ④ その他選挙管理委員会の指定する施設

(2) 個人演説会の開催の申出

候補者が、(1)の施設を使用して個人演説会を開催する場合、候補者1人について、それぞれの施設ごとに1回目は無料で2回目からは有料で 사용할ことができます。

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、個人演説会の開催予定日の2日前までに選挙管理委員会に対して、「個人演説会開催申出書」に所要事項を記入して申し出なければなりません。

この場合、他の候補者等の申し出と競合することや、他の行事のため使用する予定が入っている場合には、申し出た施設を使用することができないこともあります。

(3) 個人演説会での演説等

個人演説会では、候補者本人はもとより、候補者以外の者でも演説をすることができます。また、テープ・レコーダー等の録音装置を使用して演説することも差し支えありません。

個人演説会のために公営施設を使用する時間は、1回につき5時間を超えることはできません。会場における照明、演壇、聴衆席等の設備は、当該施設の管理者が準備します。

(4) 演説会場及び演説中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板類の掲示等

候補者が演説会を開催する場合には、その開催中、会場外にポスター、立札、ちょうちん及び看板類を掲示することができます。

このポスター、立札・看板類の規格は、273cm×73cm以内と制限されていますが、その記載内容は掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならないほか特に制限はなく、その数は、外では2枚まで、会場の内部では自由に掲示することができます。

ちょうちんについては、高さ85cm、直径45cm以内と制限されていますが、その数は1つに限られています。

(5) その他の施設での演説会

公営施設以外の、たとえば個人の家、会社や農協の会議室等で個人演説会を行う場合には、時間や回数の制限はなく、また選挙管理委員会への申し出も当然必要がありません。ただし、周知の方法や看板類については、公営施設の場合と同様の制限がありますので注意してください。

(6) その他の制限

公営施設とその他の施設を問わず個人演説会場においては、選挙運動のためのチラシを配ったり、会場内から外へ向かって連呼行為をしたりすることはできません。ただし、会場内で聴衆に向かって行う限り、連呼行為は認められています。

1 1 禁止されている行為

次の行為は禁止されています。

(1) 候補者等の寄附行為の禁止

① 候補者等の寄附の禁止

候補者や立候補予定者、又は市町村長や議会議員などの現職にある人（以下「候補者」という。）は、選挙期間中はもちろん、常時、選挙区内の人や団体等に対し、いかなる名義を問わず、寄附をすることはできません。花輪や、病気見舞い、入学祝い、餞別、その他各種の祝儀、会合への酒、食事、飲物等を贈ることは罰則をもって禁止されています。

ただし、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族に対するものや、政党、政治団体に対するものは認められます。

② 後援団体に関する寄附の禁止

候補者等は自分の後援団体に対し、任期満了による選挙については、任期満了の日前90日にあたる日からその選挙の期日までの間は寄附することはできません。

また、何人も後援団体が行う総会・見学・旅行・その他の行事に際し、任期満了の日前90日にあたる日からその選挙の期日までの間は選挙人に対し、供応接待をすることや、金銭や記念品等を贈ることはできません。

この場合「供応接待」とは酒食の供与、温泉への招待・映画等への招待・その他相手方に慰安や快楽を与えることをいい通常用いられる程度の弁当、湯茶の接待は除かれることとされています。

「後援団体」とは、たとえばその会の目的が文化活動や慈善事業等である場合でも、その団体の活動のなかに特定の候補者または立候補予定者を支持推薦することが含まれている場合には該当するものとされていますので注意してください。

なお、後援団体も上記の期間中は選挙区内にある者に対して一切の寄附はできないほか、上記の期間中以外でも、後援団体の設立目的にあった行事・事業に関するもの以外の寄附は禁止されています。

③ 関係会社等の寄附の禁止

候補者が役職員や構成員である会社・その他の法人・団体が、選挙に関して、候補者の氏名を表示して寄付をすることや、候補者の氏名が類推されるような方法で、選挙区内の人に対して寄付をすることはできません。

この場合に、「氏名が類推される」とは、直接候補者等の氏名がなくても、会社名等に候補者の氏名、氏・名などが含まれている場合をいいます。

④ 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

候補者の氏名や氏名類推事項を冠した団体が、選挙に関して、選挙区内の人に対して寄附をすることはできません。

(2) 戸別訪問の禁止

特定の候補者や立候補予定者を当選させること、又は当選させないことを目的に、戸別訪問したり、戸別に演説会の開催などを告知したり、特定の候補者などの氏名を言い歩くことはできません。

「戸別訪問」とは連続して2戸以上の家を訪問することをいいますが、1戸しか訪問しない場合でも、2戸以上を訪問する目的をもっていた場合は戸別訪問となります。

なお、街頭とかバス・電車の中で会った場合、あるいは商店・会社等へ来た人に依頼する等は、選挙期間中に限り「個々面接」として許されます。

また、電話によって依頼することも認められています。

(3) ビラ・チラシ等の配布、掲示の禁止

候補者・運動員に限らず、何人も選挙運動の期間中は、法定ポスター・選挙用葉書・法定数以内の看板類・証紙を貼ったビラのほかは、候補者の名前やシンボルマーク等を表示したり、あるいは候補者が類推できるような内容のチラシなどを配布したり掲示したりすることはできません。

(4) 飲食物の提供の禁止

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の茶菓子のほかは、飲食物を提供することはできません。ただし、運動員や労務者に対しては1食1千円の範囲内で1日45食分（選挙期間を通じ225食）までは弁当を出すことができます。ただし、労務者に対し弁当を提供したときは、報酬からその弁当の実費相当額を差し引いて支給しなければなりません。

なお、「飲食物」とは、たとえば料理・酒・ビール・サイダーなど何ら手を加えず提供できるものとされています。

(5) 氣勢を張る行為の禁止

選挙運動のために、選挙人の注目を集めようと自動車を連ねたり、行列を組んで往来したり、サイレンを鳴らして騒ぎ立てることなどの氣勢を張る行為はできません。

(6) 署名収集の禁止

特定の候補者を当選させること、又は当選させないことを目的に、投票依頼をする趣旨の署名を集めることや、投票を依頼するために後援会加入などの名目で署名を集めることはできません。

ここでいう「署名運動」とは、単に白紙へ署名を求め、あるいは紙片へ印だけ押させて集めても該当するとされています。

(7) 選挙後のあいさつ行為等の禁止

選挙期日後に当選又は落選について選挙人にあいさつする目的をもって、戸別訪問、自筆の信書及び答礼のための信書以外のあいさつ状等の発送・配布、当選祝賀会その他の集会の開催、パレード・連呼行為などを行うことはできません。

なお、この規定は、無投票当選の場合にも適用があります。

(8) 選挙後の看板等の撤去

選挙中に掲げた看板類は、選挙終了後は速やかに撤去しなければなりません。もしそのまま放置しておくと、たとえ選挙後といえども違反になります。

(9) 時候のあいさつ状の禁止

選挙期間中に限らず、候補者等は選挙区内にある者に対し、年賀状・寒中見舞状・暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これらに類するものを含む。）を出すことは禁止されています。

ただし、答礼のための自筆によるものについては、禁止の対象となっていません。

(10) あいさつ目的の有料広告の禁止

候補者等及び後援団体は、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする広告を有料で、新聞紙等に掲載させ、又はテレビ・ラジオ等により放送させることはできません。

(11) 候補者及び後援団体の政治活動のために使用させるポスターの掲示
の禁止

候補者及び後援団体の政治活動のために使用されるポスター（氏名・団体名等が表示）については、当該公職の任期満了の日の6ヶ月前から又は、当該選挙を行うべき事由が生じた旨を選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日まで一切掲示できません。

Ⅳ 選挙運動に関する収入及び支出の報告

1 出納責任者

出納責任者とは、選挙運動の収支について、いっさいの責任と権限を持つ人をいいます。候補者は、立候補届出をした後すぐに、出納責任者1名を選任して選挙管理委員会に届け出なければなりません。出納責任者の選任届出をしないうちに、出納責任者が寄附を受けたり、支出したりすることはできません。

(1) 出納責任者の選任及び届出

出納責任者を選任するには、次の4つの方法があります。

- ① 候補者が出納責任者になる。
- ② 候補者が他の人を出納責任者を選任する。
- ③ 推薦届出者が候補者の承諾を得て、推薦届出者が出納責任者となる。
- ④ 推薦届出者が候補者の承諾を得て、出納責任者を選任する。

いずれの場合にも、候補者又は推薦届出者は、出納責任者選任届【[記載例 P 1 1 参照](#)】を選挙管理委員会に提出しなければなりません。推薦届出者が出納責任者を決める場合（③、④）には、さらに候補者の承諾書【[記載例 P 1 2 参照](#)】を提出しなければなりません。

また、候補者以外の人を出納責任者を選任する場合（②、③、④）には、選任者は、出納責任者が支出できる金額の最高額を定め、出納責任者と共に文書に署名押印【[記載例 P 1 6 参照](#)】しなければなりません。

(2) 出納責任者の異動

出納責任者に解任や辞任などの異動があったときは、出納責任者の選任者は、すぐに出納責任者異動届【[記載例 P 1 1 参照](#)】を選挙管理委員会に提出しなければなりません。推薦届出者が出納責任者を解任した場合には、さらに候補者の承諾書【[記載例 P 1 2 参照](#)】を提出しなければなりません。

(3) 会計帳簿

出納責任者は、必ず法定の会計帳簿を作成し、選挙運動に関するすべての寄附・収入・支出を、会計帳簿に記載しなければなりません。立候補準備のために支出したものでも、候補者や後に出納責任者となった人が支出した分などについては、選挙運動費用となるため、出納責任者は、就任後すぐにその分の支出を会計帳簿に記載しなければなりません。

(4) 収支報告書の提出

出納責任者は、選挙運動に関するすべての収入・支出について記載した報告書（選挙運動費用収支報告書）を、添付書類と一緒に選挙管理委員会に提出しなければなりません。提出する書類は次のとおりです。

- ① 選挙運動費用収支報告書
- ② 支出を証明する領収書などの写し（支出の目的・金額・年月日が記載されていなければなりません。）
- ③ 領収書などを徴し難い事情があった場合には、その旨並びに当該支出の目的・金額・年月日を記載した明細書

(5) 収支報告書の提出期限

選挙運動費用収支報告書は、選挙期日の告示前、選挙期日の告示日から投票日まで、投票日以降、の3つの期間になされた収入・支出を併せて精算し、添付書類と一緒に、**投票日から15日以内（11月4日（月）まで※11月4日振替休日により11月1日（金）まで）に、選挙管理委員会に報告**しなければなりません。

提出した後になされた収支については、その収入・支出がなされた日から7日以内に提出しなければなりません。

提出しないとき又は虚偽の記入をしたときは、**3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金**に処せられます。

(6) 関係書類の保存等

選挙管理委員会が受理した収支報告書は、受理された日から3年間保存され、保存期間中は誰でも閲覧することができます。

出納責任者は、会計帳簿、明細書、支出を証明する書面（領収書など）を、収支報告書を提出した日から3年間、保存しなければなりません。

2 収支報告書の作成

(1) 収支報告書の記入方法

会計帳簿の内容は、配付された収支報告書の記載事項に従って記入するとともに、収入については寄附とその他の収入に分けて記入し、支出については、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用の2科目に分けます。さらに各科目について10種類の費用に分けて、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し又はその他の支出を証すべき書面の写しを添付してください。

ただし、領収書がとれないものについては、収支報告書を提出する際、

法定様式による「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を添付しなければなりません。

支出については、このほか金銭支出とそれ以外の支出の別にも分けることとされています。

○収入の部 寄附・その他の収入

○支出の部

- ① 人件費 労務者・事務員・車上等運動員の報酬
- ② 家屋費 選挙事務所借上料、机・イス等の借上料、電話架設料、
個人演説会場借上料
- ③ 通信費 電話借上料、電話料、連絡用封書、切手代、連絡用電報代
- ④ 交通費 運動員・労務者・事務員のバス・タクシー代
- ⑤ 印刷費 ポスター・葉書・ビラの印刷代
- ⑥ 広告費 看板、立札、ちょうちん、たすき、拡声機等
- ⑦ 文具費 紙、筆、墨、その他の消耗品
- ⑧ 食糧費 運動員・労務者・事務員の弁当料等、茶・茶菓子代等
(1食1千円×45食×5日まで) 又は実費弁償費
- ⑨ 休泊費 休憩及び宿泊費
- ⑩ 雑費 上記以外のもの、たとえば光熱水費

※ 公費負担により作成されたものについても支出に含める。

○領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

※ なお、次の費用は選挙運動費用とみなされません。

- 立候補準備のために支出した費用のうち、候補者・出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- 立候補の届出後、候補者・出納責任者と意思を通じないでした支出
- 選挙運動用自動車の費用（燃料費・修繕費等を含む）
- 選挙に要した税金、公用手数料
- 選挙後の残務整理の費用

(2) 収支報告書作成上の留意事項

- ① 収支報告書の記載順序は、収入・支出とも年月日順としてください。
- ② 労務、選挙運動等の無償提供についても収支報告書の収入欄、支出欄にそれぞれ記載し、併せて領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書にも記載してください。
- ③ 添付する領収書は、選挙運動に関するものであり、候補者又は選挙事

務所宛のものとしてください。

- ④ 領収書のコピーについては、候補者名及び金額が鮮明になるよう、特に留意してください。
- ⑤ 寄附金については、政治資金規正法により寄附できる者及び寄附金額の制限がありますので十分注意してください。
- ⑥ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出は、選挙運動費用に算入されませんので、収支報告書への記載は不要です。

3 選挙運動費用制限額

(1) 法定制限額

選挙費用の法定制限額は、次の算式で算定した額になります。

なお、この額は、選挙期日の告示日に告示します。

計算式

選挙時登録日現在選挙人名簿登録者総数

×110 円(人数割額)+130 万円(固定額)=**法定制限額**

※ 100 円未満の端数があるときは、100 円に切り上げます。

【参考】登録者数 8, 9 7 0 人で算出すると 2, 2 8 6, 7 0 0 円

(2) 日当等の支出制限額

選挙運動員・事務員・労務者 1 人について支出できる日当・弁当料の額は、次の金額の範囲内です。

① 運動員

- 鉄道・バス賃等、旅客運賃 実費
- 宿泊料 1 夜につき 2 食付 12,000 円
- 弁当料 1 食 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- 茶菓代 1 日につき 500 円

② 労務者

- 鉄道・バス賃等、旅客運賃 実費
- 宿泊料 1 夜につき食事抜き 10,000 円
- 報酬 1 日につき 10,000 円以内ただし弁当を支給したときは弁当料を差し引いた額
- 超過勤務手当 1 日につき報酬日額の 5 割以内

③ 事務員及び車上等運動員（いわゆる「うぐいす嬢」等）

- 鉄道・バス賃等、旅客運賃 実費
- 宿泊料 1 夜につき 2 食付 12,000 円
- 弁当料 1 食 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- 茶菓代 1 日につき 500 円
- 報 酬 1 日につき事務員 10,000 円以内、車上等運動員は 15,000 円以内（ただし、使用する前に届出をしたものでなければ支払うことができない）
- 超過勤務手当 支給できない